

旭川医科大学工事請負契約細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年8月18日学長裁定)

旭川医科大学工事請負契約細則の一部を改正する細則

旭川医科大学工事請負契約細則（令和2年9月15日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この細則は、令和5年8月18日から施行する。</u>	
別記第1号 工事請負契約基準 この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。	別記第1号 工事請負契約基準 この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。
(略)	(略)
(前金払)	(前金払)
第三十五 旭川医科大学建設工事等に係る前払金等支払い細則により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。	第三十五 旭川医科大学建設工事等に係る前払金等支払い細則により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。
2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注	2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者

者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第一項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第三十七まで、第四十一及び第五十三において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十八又は第三十九の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第一項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第三十七まで、第四十一及び第五十三において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十八又は第三十九の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（略）

（談合等不正があった場合の違約金等）

第五十六 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（略）

（談合等不正があった場合の違約金等）

第五十六 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に

基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の十分の一に相当する額のほか、請負代金額の百分の五に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第七条の三第二項又は第三項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行

基づく排除措置命令（これらの命令が発注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の十分の一に相当する額のほか、請負代金額の百分の五に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第七条の二第八項又は第九項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行

為の首謀者であることが明らかになったとき。 3 受注者は、契約の履行を理由として、第一項及び第二項の違約金を免れることができない。 4 第一項及び第二項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。 (略) (情報通信の技術を利用する方法) 第六十二 <u>契約書及びこの基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> (略) (削除) (削除) 第17号様式 (別記第1号第38関係) (削除) 第18号様式 (別記第1号第39関係) 第19号様式 (別記第1号第39関係) 【改正理由】 令和5年6月28日に文部科学省より、令和5年3月に送付された文部科学省工事請負契約基準に反映もれ等があったため修正する旨の連絡があり、これを準用している旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事契約基準について再度全て確認したところ、修正すべき事項があったため一部改正を行うもの。 加えて、令和5年度税制改正に伴い令和5年10月1日より開始される	為の首謀者であることが明らかになったとき。 3 受注者は、契約の履行を理由として、第一項及び第二項の違約金を免れることができない。 4 第一項及び第二項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。 (略) (情報通信の技術を利用する方法) 第六十二 この基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 (略) 第17号様式 (別記第1号第33関係) 第18号様式 (別記第1号第35関係) 第19号様式 (別記第1号第38関係) 第20号様式 (別記第1号第38関係) 第21号様式 (別記第1号第39関係) 第22号様式 (別記第1号第39関係)
--	---

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、請求に係る様式の削除を行うもの。	
--	--

(旧)

第 17 号様式(別記第 1 号第 33 関係)

工事請負代金 請求書
(最終回払)

金 円也

但し、令和 年 月 日附契約書に基づく〔請負工事の表示〕の請負代金
(契 約) (のう

ち最終回分)

部分払金受領額

金	円	第1回部分払金
金	円	第2回部分払金

〔以下これにならう〕

前払金受領額

金 円

上記の金額をお支払くださるよう請求します。

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学 御中

受 注 者
〔住 所〕

〔氏 名、押印〕

(新)

(削除)

(旧)

第 18 号様式(別記第 1 号第 35 関係)

工事請負代金前払金請求書

金 円也

但し、令和 年 月 日附契約書に基づく〔請負工事の表示〕の請負代金額
(契 約)

円の前払額

上記の金額をお支払くださるよう、〔前払金保証事業会社の会社名〕の保証契約書を添えて請求します。

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学 御中

受 注 者
〔住 所〕

〔氏 名，押印〕

(新)

(削除)

(旧)

第 19 号様式(別記第 1 号第 38 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)
〔氏 名〕 殿

受 注 者
〔住 所〕
〔氏 名, 押印〕

請負工事既済部分検査願書

旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第38第2項により既済部分検査を申請します。

記

工 事 名	
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

(新)

第 17 号様式(別記第 1 号第 38 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)
〔氏 名〕 殿

受 注 者
〔住 所〕
〔氏 名, 押印〕

請負工事既済部分検査願書

旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第38第2項により既済部分検査を申請します。

記

工 事 名	
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

(旧)

第 20 号様式(別記第 1 号第 38 関係)

工事請負代金部分払金請求書

金 円也

但し、令和 年 月 日附契約書に基づく〔請負工事の表示〕の請負代金額
(契 約)
円の第 回部分払金

この算出内訳は次のとおり
〔算出内訳を記載する〕

上記の金額をお支払くださるよう請求します。

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学 御中

受 注 者
〔住 所〕

〔氏 名，押印〕

(新)

(削除)

(旧)

第 21 号様式(別記第 1 号第 39 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)
〔氏 名〕 殿

受 注 者
〔住 所〕
〔氏 名, 押印〕

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、令和 年 月 日をもって完成したので旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第39第1項に基づき通知します。

記

工 事 名						
工 期	自	令和	年	月	日	
	至	令和	年	月	日	
請 負 代 金 額		¥				
指定部分工期	自	令和	年	月	日	
	至	令和	年	月	日	
指定部分に対する請負代金額		¥				

(注) 国債工事の場合は、出来高予定額を記入すること。

(新)

第 18 号様式(別記第 1 号第 39 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)

[氏 名] 殿

受 注 者

[住 所]

[氏 名, 押印]

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、令和 年 月 日をもって完成したので旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第39第1項に基づき通知します。

記

工 事 名

工 期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

請 負 代 金 額 ¥

指定部分工期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

指定部分に対する請負代金額 ¥ _____

(注) 国債工事の場合は、出来高予定額を記入すること。

(旧)

第 22 号様式(別記第 1 号第 39 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)
〔氏 名〕 殿

受 注 者
〔住 所〕
〔氏 名, 押印〕

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第39
第1項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	
指 定 部 分 に 係 る 工 期	
請 負 代 金 額	
指定部分に係る請負代金額	
指定部分に係る検査年月日	

(新)

第 19 号様式(別記第 1 号第 39 関係)

令和 年 月 日

国立大学法人旭川医科大学(契約責任者)
〔氏 名〕 殿

受 注 者
〔住 所〕
〔氏 名, 押印〕

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を旭川医科大学工事請負契約細則別記第1号工事請負契約基準第39
第1項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	
指 定 部 分 に 係 る 工 期	
請 負 代 金 額	
指定部分に係る請負代金額	
指定部分に係る検査年月日	